
マイナンバー制度の 民間活用について

平成27年9月
経済産業省
情報プロジェクト室

マイナンバー制度の概要

- ◆「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が平成28年1月1日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号(マイナンバー)が付番されるとともに、番号を記載したカード(通知カード)が、平成27年10月以降、個別に配付される。
- ◆マイナンバーは、複数の機関に存在する個人の情報が“同一個人の情報である”ことを確認するもので、税・社会保障・災害対策の行政手続で利用されることとなっている。
- ◆これにより、全ての事業者(全法人、全個人事業主)において、給与等の源泉徴収票・支払調書、各種納税手続、社会保障手続などにおける従業員及びその扶養家族のマイナンバーの書類への記載、事業所内でのマイナンバーの適切な管理が求められることとなる。

マイナンバーの利用範囲拡大に向けた検討

- ◆ 今般の個人情報保護法改正において、マイナンバーの利用範囲を預貯金口座への付番、健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診断情報管理、予防接種事務に関する地方公共団体間の情報連携等に拡大。

マイナンバー制度に関する今後の予定

- 今通常国会 個人情報保護法改正法案において特定個人情報保護委員会を個人情報保護委員会に改組するとともに、マイナンバー法についても束ね改正によりマイナンバーの適用範囲を一部拡大。
- 平成27年10月 基礎自治体から、「通知カード」を発送開始予定。同時に、各法人には国税庁から法人番号を通知予定。
- 平成28年1月1日 制度施行

個人番号カードの様式、申請・交付（案）

様式

表面(案)



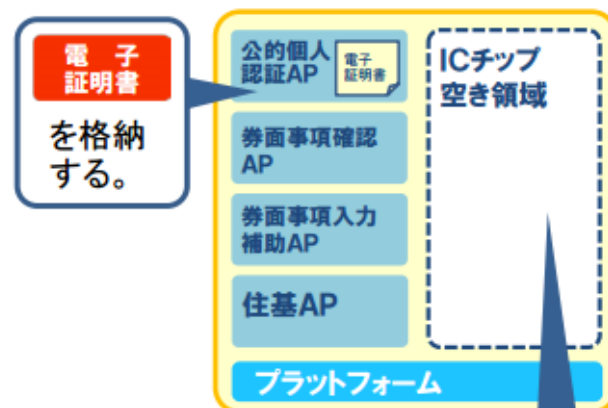
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

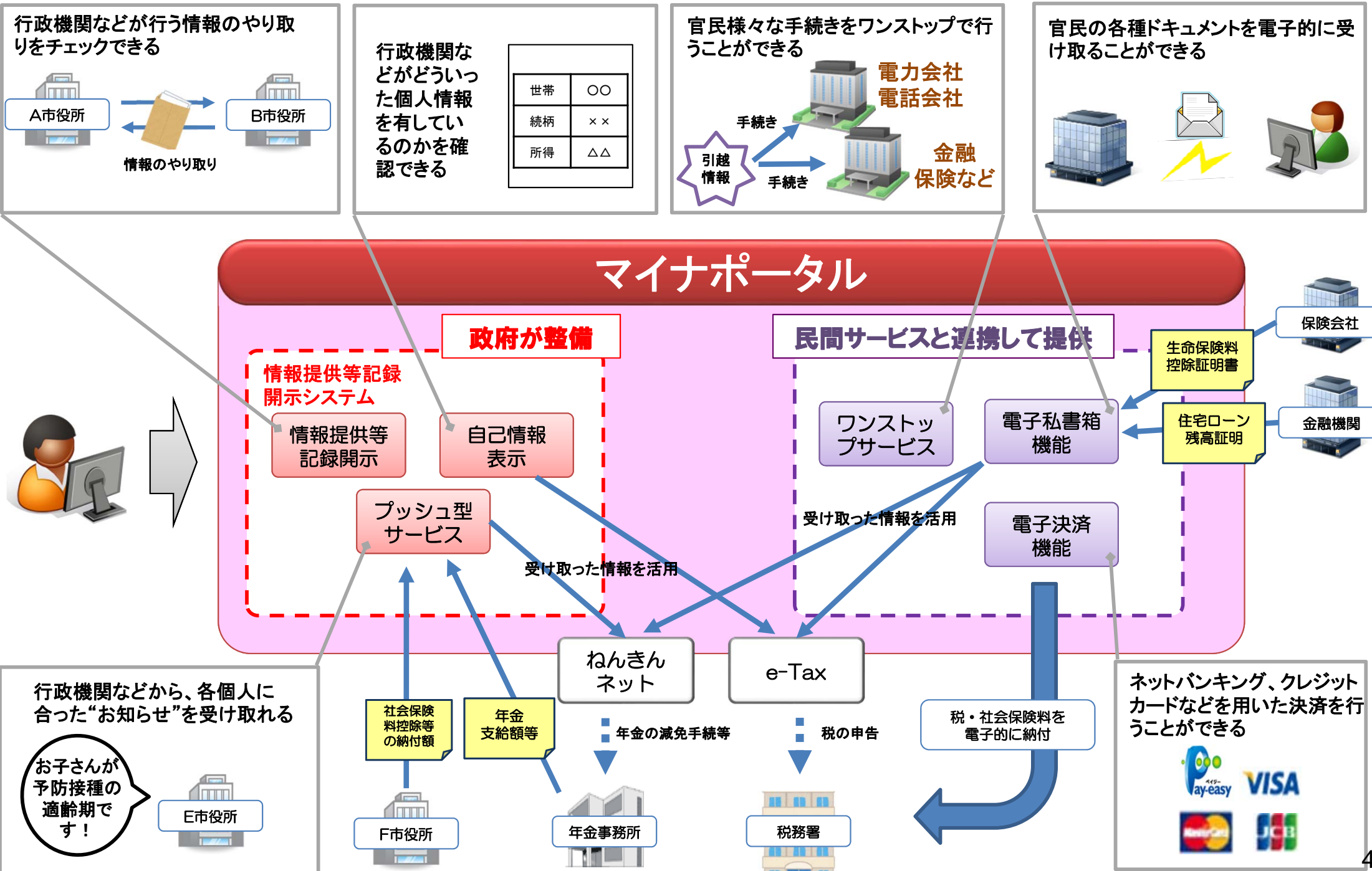
- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。

マイナンバーのポータルサービス(マイナポータル)



マイナンバー制度の民間活用が見込まれる分野

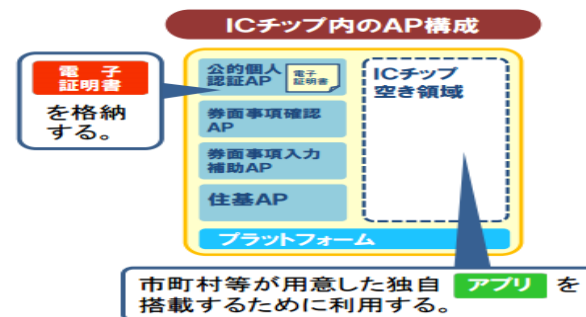
(1) マイナンバー自体

123456789101

(2) 個人番号カードの公的個人認証の民間利用



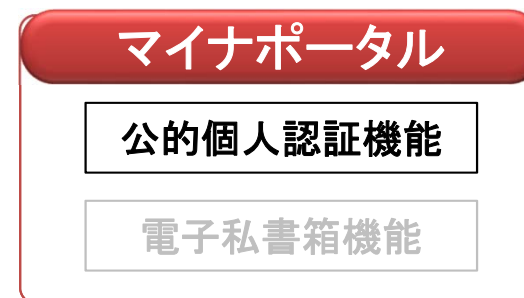
(3) 個人番号カードの空き容量



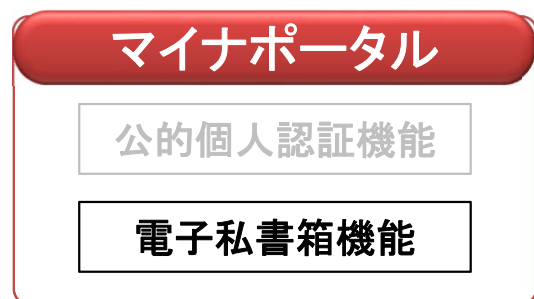
(4) 個人番号カードのサブカード
(スマホSIMの利用など)



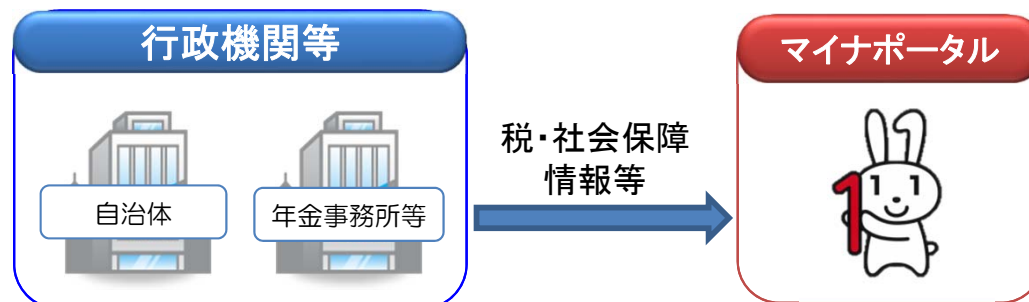
(5) マイナポータルにおける民間サービスの提供



(6) 電子私書箱機能への民間参入

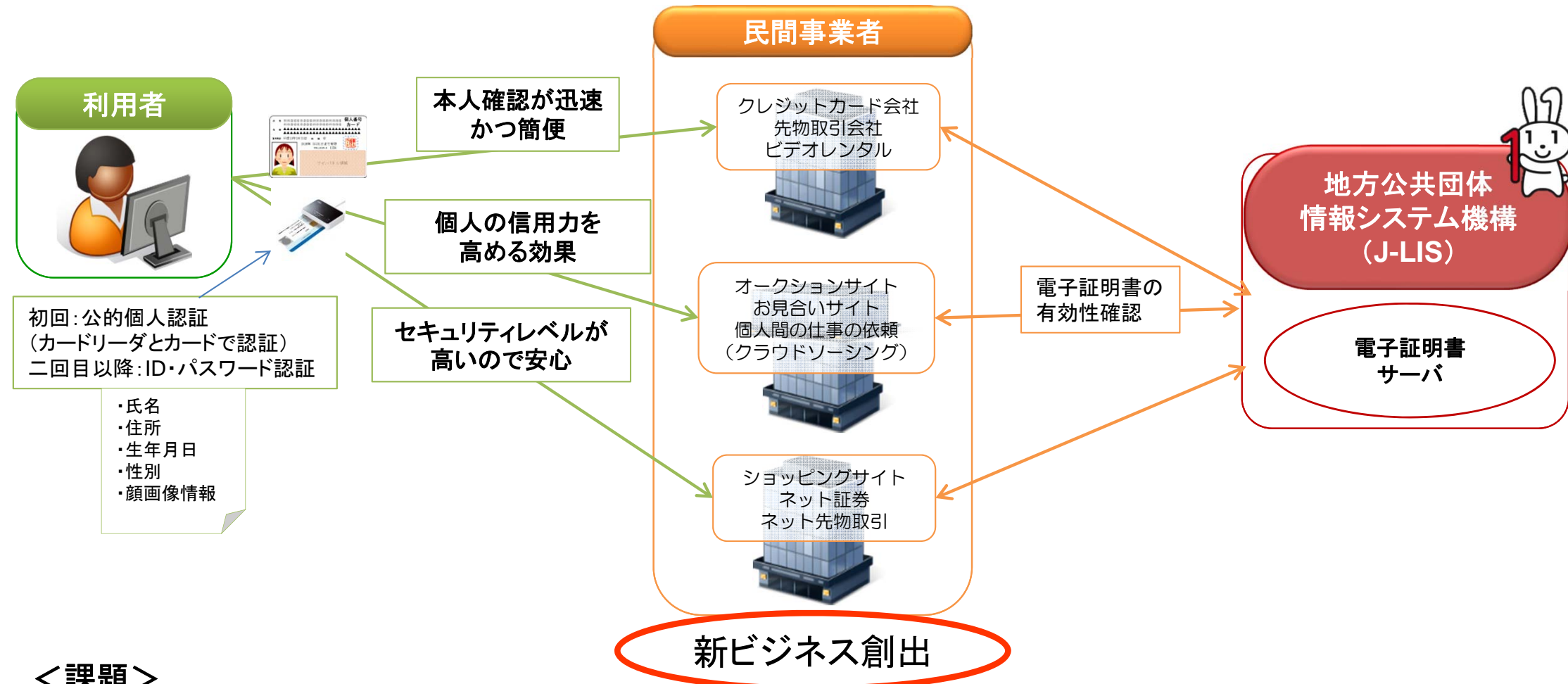


(7) マイナポータルにより集まる情報



公的個人認証の民間活用について

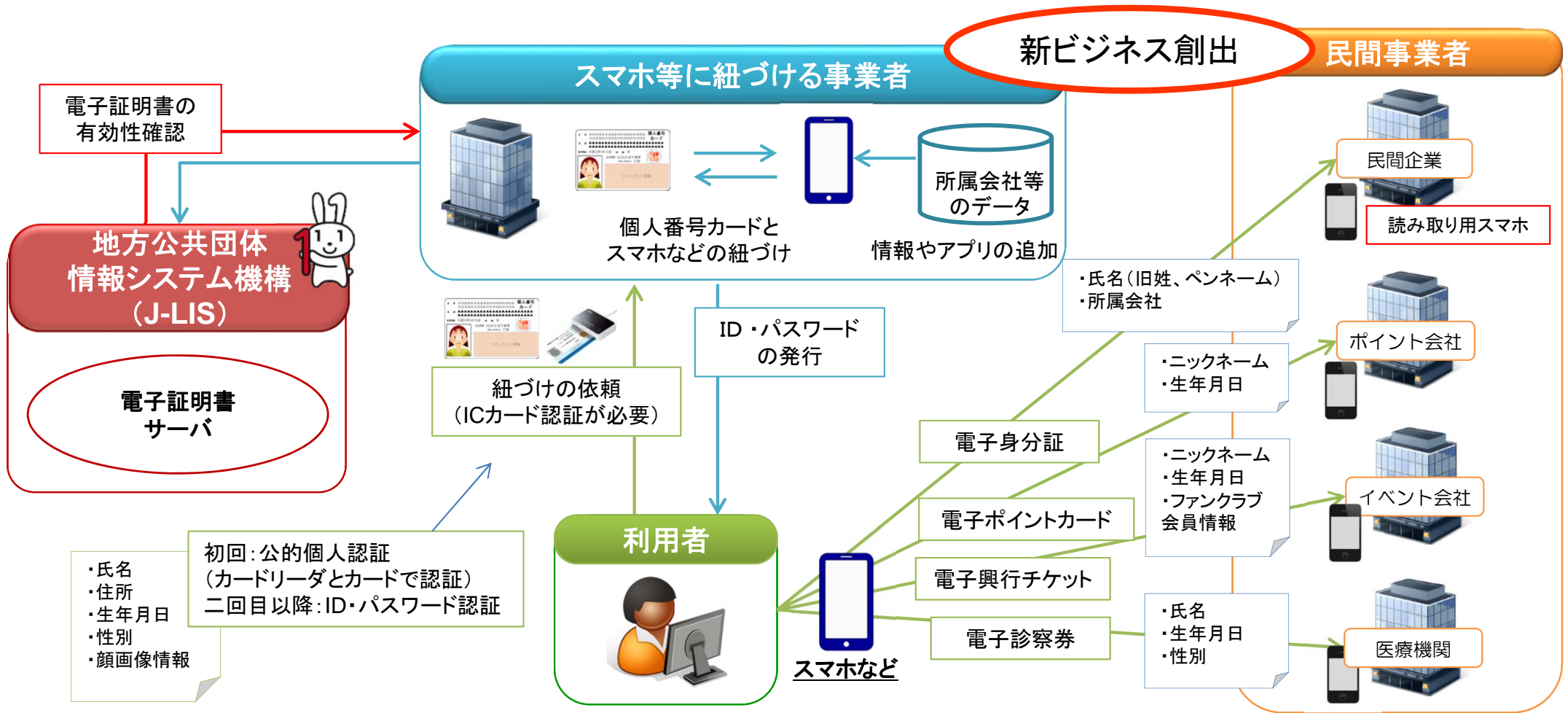
1. 個人番号カードの認証による民間サイトでのビジネスの創出



<課題>

- 民間サイトがJ-LISから失効情報を取得するには、総務大臣の認定を受けて、J-LISへの届け出が必要。この認定基準に対応できるのか、民間企業では検討が必要。民間企業において、ビジネスが成り立つかどうか、J-LISによる有効性確認の手数料が影響するが、例えば、入会時に公的個人認証を行うとともに、IDパスワードを発行すれば、その後のログインでは、手数料は発生しなくなる。
- 個人番号カードの空き容量の民間活用は、政令制定が必要であり、機動性に欠けるため、公的個人認証の方が民間活用に適当との意見がある。

2.個人番号カードに紐づけたスマホ等を活用したビジネスの創出



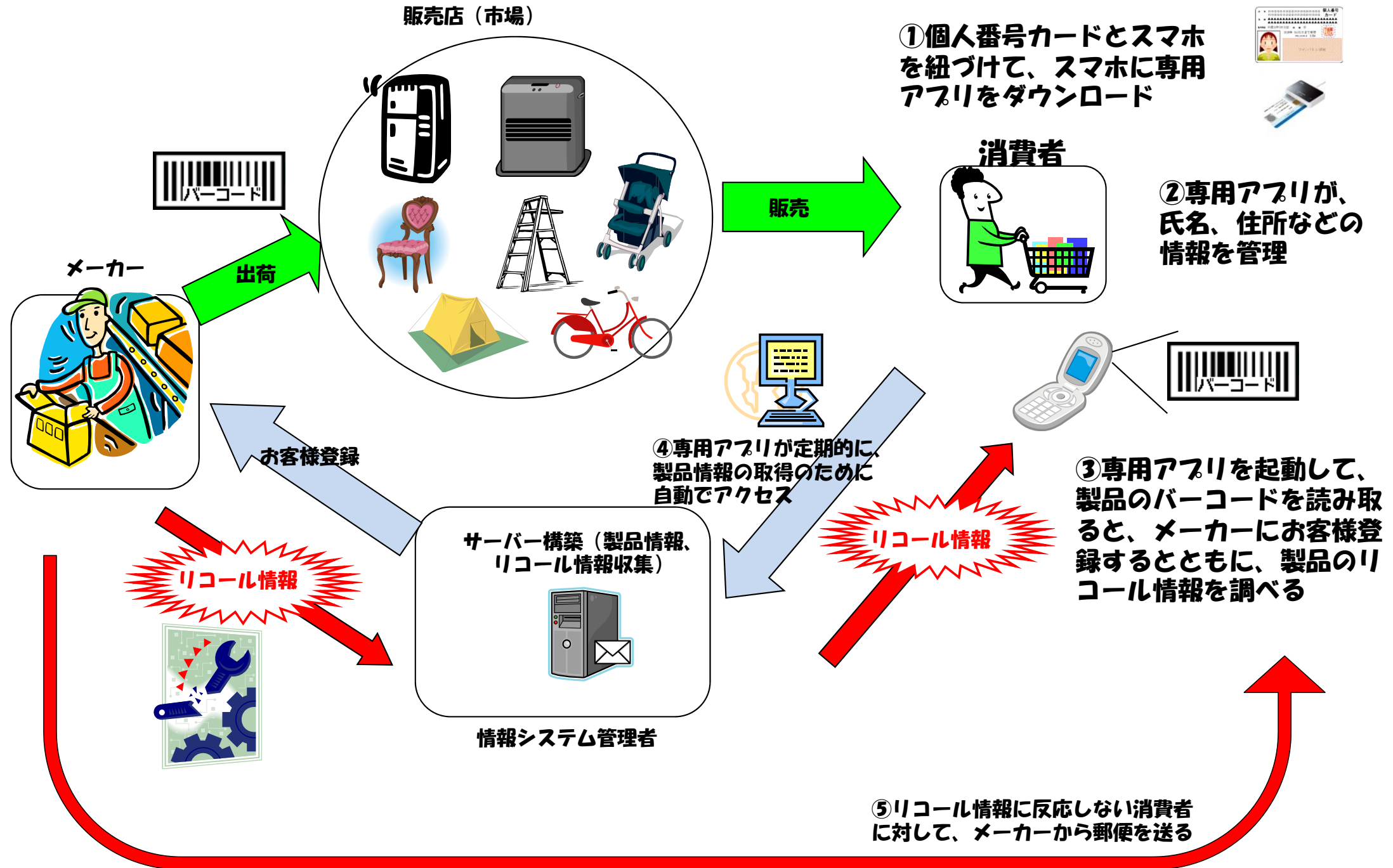
これまでの施策

- 企業が個人データを利用する際に、データを共有する企業間で、遵守するルールのみならず、ID連携トラストフレームワーク
- データの情報交換に関する実証事業 (訪日外国人向けおもてなしサービス)

今後の施策

- 民間企業の参入を促進させるために、民間企業とともに民間サイトがJ-LISに認証してもらう上での課題を抽出する。
- 民間サイトがJ-LISに認証してもらうことに関連して、実証事業を行う。

リコール情報周知システムイメージ図



ご参加頂いた皆様へのお願い

- ◆ 公的個人認証を用いて、どのようなビジネスを行いたいですか。
可能ならば、ビジネスの概要を教えてください。
- ◆ 教えて頂いたビジネスの概要は、経済産業省が対外的に説明する資料などに参考事例として加えます。
(御社のビジネスを経済産業省が宣伝して回ることになります)
- ◆ 教えて頂ける方は、以下にご連絡ください。
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
電子情報利活用研究部
TEL 03-5860-7558